

追納で使えるのか

カードで支払いたいが

問

学生納付特例を受けた時期の保険料の追納を考えていると従業員から相談がありました。当社に転職して来る前の失業期間中にクレジットカードで年金保険料を納付した経験があることから今回も同様の方法で納付したいといいますが、可能なのでしょうか。

納付書のみで使用できない

答

学生納付特例など保険料の納付を免除された期間については、厚労大臣の承認を受け、保険料を追納することができます（国年法 94 条）。将来の年金額に反映されるようになりますが、納付可能なのは承認の日の属する月前 10 年以内の期間で、政令で定める額が加算されます。ただし、追納に関しては、口座振替やクレジットカードによる納付はできないとしています（日本年金機構）。年金事務所で申込みをし、厚労大臣の承認を受けたうえで、納付書が渡されます。国年法では、申出をし、厚労大臣から納付が確実と認められ、かつ承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、口座振替やクレジットカードによる納付を認めています（同法 92 条の 2、92 条の 2 の 2）、通常の毎月の納付や前納などが対象です。